遊漁を楽しむ外国人のみなさんへ

遊漁のルール

日本では、外国人のみなさんが遊漁を行う際、その場所、漁具、漁法が法律*で定められています。これに違反した場合、3年以下の拘禁刑もしくは3,000万円以下の罰金が科され、又は併科されます。このチラシをよく読み、ルールを守って遊漁を楽しみましょう。



このチラシに掲載されているルール以外にも、漁業法等の法令や 都道府県ごとの規則や委員会指示**等により、採捕できる魚、貝、海藻等 の水産動植物の種類や大きさ、漁具や漁法、時期や場所等について決まり があります。

遊漁を行うときは、事前にその場所のルールをよく確認しましょう。

潮干狩り、磯採集



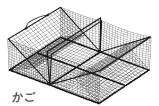
法律で認められた漁具、漁法



使用すると違反となる漁具、漁法の例







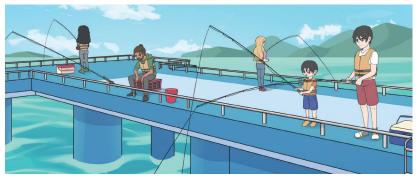


上記に限らず、法律で認められた漁具、漁法以外は禁止です。

船を使う場合には、基本的に都道府県に登録された遊漁船に乗ってください。プレジャーボート等を使用する場合には、3トン未満の小型船を使用してください。船からの投網は禁止です。

- * 外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律
- ** 漁業調整規則、海区漁業調整委員会や内水面漁場管理委員会の指示、内水面の遊漁規則

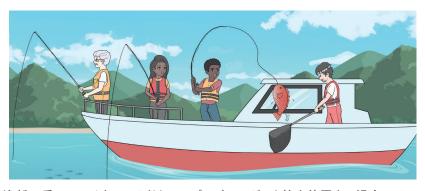




手づりやさおづりによるつりは可能です。はえ縄づり等は禁止です。







基本的に都道府県に登録された遊漁船に乗ってつりをしてください。プレジャーボート等を使用する場合には、3トン未満の小型船を使用してください。水域によってはさらに使用できる漁具、漁法に制約があります。

手づりやさおづりによるつりは可能です。 は**え縄づり等は禁止**です。





ひき縄づり(トローリング) は実施できる水域と期間 が限られます。



○その他注意事項

詳しくは、水産庁Webサイトをご参照ください。 採捕を行う地域の都道府県のWebサイト等で、地域ごとのルールも確認してください。

水産庁Webサイト「外国人による遊漁について」

